

1 事業の目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を備えたスクールソーシャルワーカーを各市町等に配置し、教育相談体制の整備・充実を図る。

2 任用

静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、「公立の小学校及び中学校等における会計年度任用職員任用等取扱要綱」及び「静岡県教育委員会会計年度任用職員の任用等取扱要綱」に基づき、次の各号のいずれかに該当する者の中からスクールソーシャルワーカーを任用する。任用期間は1年間（年度途中の任用者を除く。）とする。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士その他の福祉に関する専門的な資格を有する者
- (2) 福祉及び教育の分野において専門的な知識・技術を有する者
- (3) 福祉及び教育の分野において活動経験等の実績がある者のうち、6に掲げる職務内容を適切に遂行できる者

3 スーパーバイザー

県教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対する指導又は助言を行うスーパーバイザーを委嘱することができる。

4 配置

県教育委員会は、本規定に基づき任用したスクールソーシャルワーカーを、政令指定都市を除く市町教育委員会及び県立ふじのくに中学校に派遣する。

5 勤務形態

スクールソーシャルワーカーの勤務の形態は、原則、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該事業実施校1校当たり年間35週以内の勤務
- (2) 1日当たり6時間以内の勤務
- (3) 1週当たり29時間以内の勤務

6 職務

スクールソーシャルワーカーは、県教育委員会、市町教育委員会及び実際に業務を行う学校の校長の指揮監督の下、事業計画及び要請に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (2) 問題を抱える児童生徒への必要に応じた支援
- (3) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整
- (4) 学校内におけるチーム体制の構築及び支援
- (5) 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供等
- (6) 教職員等への研修活動等
- (7) 県教育委員会、市町教育委員会、実際に業務を行う学校の校長が要請する児童生徒への支援に関する業務
- (8) その他県教育委員会、市町教育委員会又は派遣された学校の校長が必要と

認める業務

7 研修会等の開催

- (1) 県教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させることを目的とした研修会等を開催し、県が必要と認めるスクールソーシャルワーカーに参加を求めることができる。
- (2) 県教育委員会は、当該事業を効果的かつ効率的に実施するための連絡協議会を開催することができる。

8 業務の報告

スクールソーシャルワーカーは、毎月の実績をスクールソーシャルワーカー業務実績簿（別記様式1）に入力（記入）し、教育事務所に提出する。入力（記入）及び提出の方法については、教育事務所に別に定める。

9 業務の記録

- (1) スクールソーシャルワーカーは、支援等を行った場合には、その記録を別記様式2 スクールソーシャルワーカー支援等記録簿（以下「記録簿」という。）に記入するものとする。
- (2) 記録簿は校長が定める所定の場所に保管するものとする。
- (3) 記録簿の保存期間は5年間とする。